

委託契約書（案）

- | | |
|----------|--|
| 1 委託業務名 | 機械警備業務（鳥谷野公舎） |
| 2 委託する物件 | 鳥谷野公舎 2 棟 1 6 世帯（住所：福島市鳥谷野字館 38 番 2 号） |
| 3 委託期間 | 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日まで |
| 4 委託金額 | 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円） |
| 5 契約保証金 | 金 円 |

上記事項について、委託者 福島県（以下「甲」という。）と、受託者（以下「乙」という。）は、次の各条項に基づき契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第 1 条 本契約は、契約対象物件について、火災・盗難及び不法行為を防止し、かつ安全を確保するための業務を提供することを目的とする。

（委託業務の仕様等）

第 2 条 乙は、この契約書に定めるもののほか、機械警備業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の期間内に頭書の委託業務（以下、「委託業務」という。）を、法令を遵守して実施しなければならない。

（業務責任者）

第 3 条 乙は、この契約の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

（施設管理担当者）

第 4 条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する職員（以下、「施設管理担当者」という。）を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。施設管理担当者を変更したときも同様とする。

2 施設管理担当者は、この契約書の他の条項に定める職務のほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
- (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(業務の計画及び報告)

第5条 乙は業務着手前に業務計画書を提出し、施設管理担当職員の承諾を受けなければならない。

- 2 乙は、異常事態を感知し、対応したときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、業務遂行状況を毎月分とりまとめ、翌月5日まで甲に報告するものとする。

(警備に使用する機器の設置、保守及び取替)

第6条 乙は、警備に使用する機器(以下「警報機器」という。)を仕様書に基づき配置し、常に正常かつ円滑に運用できるよう維持管理に努めなければならない。

- 2 乙は、業務遂行に必要な警報機器について、本契約の業務遂行に支障があると認めるときは、甲の承認を得たうえで取替工事を行うものとする。
- 3 警報機器は乙がこれを設置し、その所有権は乙に帰属する。
- 4 警報装置の設置、取替、保守等に要した費用は乙の負担とする。ただし、対象施設の増築又は改築により、既設の警報機器の移動又は変更が生じた場合は、費用の負担は甲乙協議の上、定める。

(機器撤去及び毀損物品等の実費負担)

第7条 甲は、甲の責任に帰すべき事由により、乙の設置する機器物品を毀損、紛失せしめたときは、乙にその実費を支払うものとする。

- 2 乙は、乙の責任に帰すべき事由により、甲の設置する機器物品を毀損、紛失せしめたときは、甲にその実費を支払うものとする。
- 3 前条各号による中途解約及び委託期間完了後は、乙は乙の設置する機器物品を原則として撤去しなければならない。

(料金の請求及び支払)

第8条 甲は、契約金額の6分の1の額(1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て、最終分に加算する。)を2月ごとに支払うものとする。

毎回分	円
最終分	円

- 2 乙は、第5条第3項による報告の後、請求書を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、前項による適法な請求書を受理してから30日以内にその料金を乙に支払うものとする。
- 4 甲は正当な理由がなく前項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じて当該未払い代金に対

し年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を支払うものとする。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要と認めるときには、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときには、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲及び乙が協議してこれを定める。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。

(2) 契約で定める着手期限を過ぎても着手しないとき。

(3) 乙が解除を申し出たとき。

(4) 前三号の一に該当する場合を除くほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。

(5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得て、この契約を解除することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。

- (1) 前条第 1 項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（損害賠償）

第 12 条 乙は、この契約の履行にあたり、自己の責任に帰すべき事由により、対象施設又は甲（甲の管理下にある者を含む。）に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰する場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、乙が負担する賠償額の限度は次のとおりとする。ただし、対人賠償及び対物賠償を合わせて 1 事故につき 10 億円を限度とする。
- (1) 対人賠償にあつては 1 事故につき 10 億円

- (2) 対物賠償にあつては1事故につき10億円
- 3 前項の規定にかかわらず、賠償額が限度額を超える場合は、甲乙協議の上、定める。
- 4 甲は、第1項に規定する損害を受けたときは、損害が発生した日から起算して7日以内に書面により乙に通知しなければならない。

(乙の免責事項)

第13条 乙は次の各号に起因する損害については、損害または補償の責に任じない。

- (1) 建造物、施設または物品自体の瑕疵もしくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合
- (2) 天災地変・暴動・東日本電信電話株式会社専用線等の不通、その他不可抗力により、乙が警備を実施することが不可能となった場合
- (3) 警備対象に設置した警報装置について、甲または甲の職員もしくは甲の関係者が乙と協議することなく、移転・変更・撤去あるいは加工等をした場合
- (4) 甲の職員、出入業者の故意または過失に基づく場合
- (5) 警備装置の機能により、甲において警備を解除していた等により、警備実施が不可能な状態にあった場合

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は一括して委任してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲

が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(名義変更の届出)

第 16 条 乙は、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係わる登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、甲にその旨を届け出なければならない。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、業務遂行上知り得た甲又は甲の関係者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第 19 条 本契約に定めのない事項及び本契約に対する疑義が生じたときは、甲、乙協議の上誠意をもって解決するものとする。

(紛争の解決方法)

第 20 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本証 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 (甲) 福島市杉妻町 2 番 1 6 号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

受託者 (乙)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合

は、当該個人情報復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

- 3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

- 第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする

(調査監督等)

- 第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

- 第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

- 第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

- 第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。